令和6年6月19日
日本私立中学高等学校連合会第1回常任理事会

文部科学省

特別免許状に関する運用の見直しについて

令和6年6月
総合教育政策局 教育人材政策課

特別免許状について

◆制度の目的・概要

教員免許状を持たないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、 学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与権者（都道府県教育委員会）の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状。（昭和６３年に創設）

◆担当する教科等

- 小学校、中学校、高等学校における全教科（平成１０年に対象教科を拡大）
- 特別支援学校における自立教科等（理療、理容、自立活動など）
- 授与を受けた都道府県においてのみ有効

◆授与手続・授与要件

《授与手続》

- 任用しようとする者（都道府県・指定都市教育委員会、学校法人等）の推薦
- 都道府県教育委員会が行う教育職員検定（人物・学力・実務・身体）の合格
 （合否決定に際し、学校教育に関する学識経験者等へ意見聴取）

《授与要件》

- 担当する教科の専門的な知識経験又は技能
- 社会的信望・熱意と識見

※平成14年に学士要件を撤廃

◆授与件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
小学校	12	13	16	22	31	66
中学校	42	58	61	60	83	104
高等学校	105	125	138	142	204	313
特別支援学校	10	12	12	11	16	17
合計	169	208	227	235	334	500

◆事例（令和４年度）

教科	件数	授与者の主な職歴等	教科	件数	授与者の主な職歴等
外国語（英語）	225件	ALT、英会話講師、通訳	工業	19件	実習助手、土木設計技術者
情報	93件	システムエンジニア、プログラマー	自立活動	16件	看護師、理学療法士
看護	42件	看護師、助産師	体育・保健体育	9件	国体選手、社会人チーム指導者
理科	26件	研究員、博士号取得者	家庭	9件	調理師、管理栄養士

特別免許状の授与件数の内訳（学校種・教科別）

■令和4年度に授与された特別免許状の内訳

学校種		R3件数	R4件数	R4内訳
小学校	国立	0	0	
	公立	20	46	外国語（44件）算数、理科（各1件）
	私立	12	20	外国語（14件）音楽（1件）算数（2件）図画工作、体育、理科（各1件）
中学校	国立	0	1	英語（1件）
	公立	20	28	英語（25件）その他の外国語（1件） 技術（2件）
	私立	63	75	英語（53件）理科（7件）数学（5件）宗教（3件）技術、保健体育（各2件）音楽、国語、美術（各1件）
高等学校	国立	0	1	英語（1件）
	公立	71	182	情報（90件）英語（22件）看護（20件）工業（18件）理科（7件）家庭、福祉（各4件）水産、農業、その他の外国語（各3件）数学、保健体育（各2件）音楽、公民、商業、美術（各1件）
	私立	132	130	英語（65件）看護（22件）理科（10件）数学、その他外国語（6件）家庭（5件）保健体育（4件）情報、宗教（各3件）音楽、公民、工業、書道、商業、地理歴史（各1件）
特別支援学校	国立	0	1	自立教科（理学療法）（1件）
	公立	16	16	自立活動（肢体不自由）（16件）
	私立	0	0	
合計		334	500	※令和4年度までの累計授与件数：2,774件

（出典）令和4年度教員免許状授与件数等調査

各都道府県別の特別免許状授与件数（令和元年度～令和４年度）①

授与権者	令和４年度				令和３年度				令和２年度				令和元年度			
	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体
北海道	0	6	8	14	0	11	35	46	0	5	2	7	0	2	0	2
青森県	0	16	1	17	0	0	3	3	0	0	2	2	0	0	4	4
岩手県	0	2	0	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	1	1
宮城県	0	1	2	3	0	0	3	3	0	0	0	0	0	1	3	4
秋田県	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	0	1	2	3	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2
福島県	0	3	0	3	0	1	0	1	0	0	2	2	0	0	0	0
茨城県	0	26	11	37	0	14	8	22	0	15	3	18	0	22	0	22
栃木県	0	7	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	4	0	4	0	6	0	6	0	0	0	0
埼玉県	0	11	5	16	0	10	15	25	0	9	9	18	1	8	4	13
千葉県	0	6	17	23	0	1	11	12	0	4	6	10	0	4	2	6
東京都	3	6	86	95	0	0	60	60	0	4	43	47	2	5	51	58
神奈川県	0	7	3	10	0	7	4	11	0	10	2	12	0	7	2	9
新潟県	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
石川県	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	3	0	3	0	2	0	2	0	1	1	2	0	1	3	4
山梨県	0	4	7	11	0	2	3	5	0	5	7	12	0	0	2	2
長野県	0	3	1	4	0	0	3	3	0	0	6	6	0	0	6	6
岐阜県	0	0	6	6	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	0	4	21	25	0	2	6	8	0	1	0	1	1	2	14	17
愛知県	0	5	1	6	0	4	3	7	0	2	3	5	0	4	3	7

各都道府県別の特別免許状授与件数（令和元年度～令和４年度）②

授与権者	令和４年度				令和３年度				令和２年度				令和元年度			
	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体
三重県	0	3	2	5	0	1	6	7	0	2	0	2	0	2	0	2
滋賀県	0	1	2	3	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	0	6	0	6	0	2	3	5	0	1	1	2	0	0	1	1
大阪府	0	6	0	6	0	12	0	12	0	11	0	11	0	11	0	11
兵庫県	0	4	5	9	0	3	4	7	0	4	1	5	0	3	7	10
奈良県	0	4	3	7	0	2	0	2	0	2	0	2	0	1	1	2
和歌山県	0	2	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
鳥取県	0	0	3	3	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0
島根県	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0
岡山県	0	9	3	12	0	6	6	12	0	3	3	6	0	2	1	3
広島県	0	57	6	63	0	4	2	6	0	10	3	13	0	7	4	11
山口県	0	1	4	5	0	2	2	4	0	2	1	3	0	1	1	2
徳島県	0	1	0	1	0	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	2
香川県	0	2	0	2	0	2	3	5	0	1	0	1	0	1	0	1
愛媛県	0	4	3	7	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	4	0	4	0	0	2	2	0	2	2	4	0	4	1	5
福岡県	0	6	2	8	0	4	0	4	0	0	3	3	0	4	3	7
佐賀県	0	2	3	5	0	0	6	6	0	0	3	3	0	0	2	2
長崎県	0	4	2	6	0	4	1	5	0	2	7	9	0	0	0	0
熊本県	0	3	9	12	0	8	5	13	0	1	5	6	0	0	3	3
大分県	0	2	3	5	0	0	5	5	0	1	5	6	0	0	1	1
宮崎県	0	0	0	0	0	3	2	5	0	0	2	2	0	0	0	0
鹿児島県	0	25	2	27	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	0	2
沖縄県	0	12	0	12	0	6	0	6	0	0	0	0	0	2	2	4
計	3	272	225	500	0	125	209	334	0	111	124	235	4	101	122	227

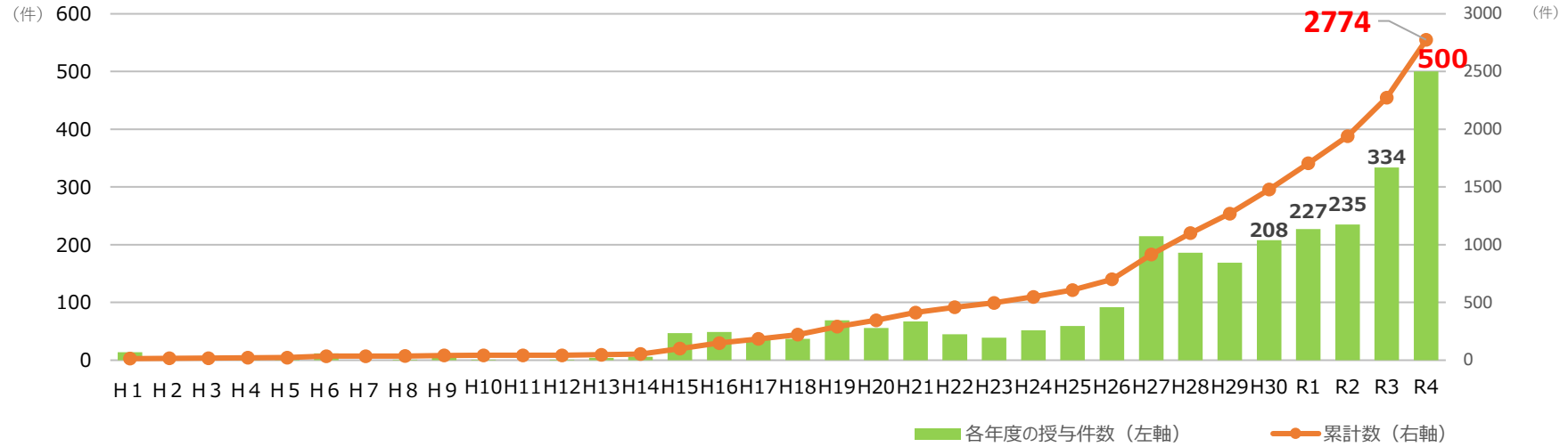
特別免許状に関する運用の見直しについて

１．現状

- 社会に開かれた教育課程を実現するとともに、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成するに当たっては、教師一人一人の専門性を高めることに加え、**多様な専門性や背景を持つ人材を学校組織の中に積極的に取り込んでいくことが必要**である。「優れた知識経験等を有する社会人を学校現場に迎え入れる」ことを趣旨とする**特別免許状による教師としての入職は、そのための一つの方策であり、積極的な活用が望まれる**。

- 文部科学省においては、平成26年に**「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を策定**するとともに、令和３年に更なる柔軟な授与が可能となるよう**指針の改訂**を行うなど、都道府県教育委員会に対して、特別免許状の積極的な授与を促進しているところであり、**授与件数も増加傾向**にある。

（参考）特別免許状の授与件数



２．課題

- 特別免許状の授与は進みつつあるものの、授与の検討に当たり、特別免許状の**制度趣旨が十分に理解・浸透していないと考えられるケース**や、**都道府県によっては消極的な運用となっている**などの課題が散見されるところ。

- 「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（令和４年12月19日中央教育審議会）においても、**こうした運用上の課題等を踏まえた「特別免許状に関する運用の見直し」が提言されている**ところであり、更なる特別免許状の活用促進に向けて、**「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の改訂**を行う。

3．改訂の方向性

＜ 現状・課題 ＞	＜ 主な改訂事項 ＞
■ 全体	
• 特別免許状の授与に係る指針について、**「授与」に当たっての基準や考え方を中心に提示**	• 授与のみならず、**「採用」や「研修」等も含めた総合的な指針**を示すことで、更なる活用を促進するため、「特別免許状の授与**及び活用等**に関する指針」とする
■ 周知広報・採用	
• 特別免許状の**授与基準や手続について、**任命権者・雇用者（教育委員会や学校法人等）向けのみに周知し、**一般向けに公表されていない**事例が散見	• 特別免許状授与の予見可能性を高める観点から、**特別免許状に関する個別のホームページ等を作成し、一般向けに分かりやすい形で公表**することを促進
• **特別免許状を活用した採用選考を全く実施していない**自治体や、実施している自治体の中でも、**ごく少数の特定の教科しか実施していない**自治体がある	• 各自治体において、**特別免許状の授与を前提とした採用選考（※）の積極的な実施の促進**等について明記 ※ 一部の自治体では、特別免許状の授与を前提として、博士号取得者、ICTのスペシャリスト、芸術又はスポーツで優秀な実績を有する者等を対象にした特別選考を実施
■ 授与	
• 授与候補者の**専門性が教科の内容の一部にのみしか該当しないことを理由に、特別免許状の授与に慎重になっている**例がある	• 授与候補者の**教科に関する専門的知識経験・技能の考え方**として、教科の内容を完全に包含していなくとも、**自身の専門分野を中核として、当該教科に関する知識がある場合には授与が可能**であることを明確化 例） １つの競技で実績を収めたアスリートに、保健体育の特別免許状を授与 等
• **普通免許状取得者との同等性が過剰に重視される**があまり、特別免許状の授与候補者が、指導方法・技術等について知識経験等に乏しいことを理由に授与しない例がある	• 特別免許状の趣旨を踏まえ、**指導方法・技術等に関し、特別免許状授与の前段階で普通免許状との同等性を過度に重視しすぎることのない**よう明記
• **臨時免許状等との違いや使い分け**について十分に理解されていない（任期を定めず任用する場合は特別免許状、任期付きで任用したい場合は臨時免許状、等といった扱いがされている）	• **特別免許状授与者であっても、任期付きや非常勤として任用することは可能**であることなどを周知
■ 採用後の研修・キャリアアップ	
• 採用後、教師として様々な専門的な業務を担うに当たり、**教師として共通的に求められる資質等について**身に付け、キャリアアップしていく必要	• 採用後のスキルアップのため、特別免許状による**入職後、一定期間教職を務めた者に関しては、教職大学院へ派遣し、専修免許状を取得させる**ことも考えられる旨を明記

特別免許状の授与及び活用等に関する指針（概要）

平成26年6月19日策定
令和６年５月８日最終改訂

○ 特別免許状とは、**教員免許状を持たないものの、優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れる**ことにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、**都道府県教育委員会が授与する**免許状。授与に係る**審査基準は、都道府県教育委員会毎に定められている**。

○ 特別免許状の円滑な授与に向けて、**平成26年に授与に係る指針を策定、令和３年５月に改訂**。さらに、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（令和４年12月９日中央教育審議会）を踏まえ、**特別免許状のより円滑な活用に向けて、令和６年５月８日に指針を改訂**。

【主な基準】（１、２及び３を満たすこと）

R６改訂のポイント①
授与候補者の**教科に関する専門的知識経験・技能の考え方（※）について明確化**
※教科の内容を完全に包含していなくとも、自身の専門分野を中核として、当該教科に関する知識がある場合には授与が可能（例：化学の博士号取得者に理科の特別免許状を授与 等）

１．教員としての資質の確認（（１）と（２）を満たすこと）

（１）教科に関する専門的な知識経験又は技能（①又は②の**いずれか**に該当すること）。

R６改訂のポイント② 制度趣旨を踏まえ、**授与の前段階で指導方法・技術等に関し、普通免許状との同等性を過度に重視することのない**よう明記。

① 学校（学校教育法第１条に規定する学校）又は在外教育施設等において
教科に関する授業に携わった経験
【最低１学期以上】
（※特別非常勤講師としての勤務も含む）

又は

② **教科に関する専門分野に関する勤務経験**等
（企業、外国にある教育施設等におけるもの）**【概ね３年以上】**
（例）・企業やNPO等における英語等による勤務経験
・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験
・外国にある教育施設における勤務経験
・大学における助教、助手、講師経験　等

※ **優れた知識経験等を有することが確認できる場合は、①、②の確認基準によらない特別免許状の授与が可能**
例）オリンピック等国際大会の出場者 ➡ 体育等　国際的なコンクールや展覧会 ➡ 音楽、美術等　博士号取得者 ➡ 専攻分野に相当する教科

（２）社会的信望、教員の職務を行うのに必要な**熱意と識見**（推薦状や志願理由書により確認。学習指導員やフリースクールでの勤務経験も加味。）

２．学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による推薦状において、授与候補者の配置により**学校教育が効果的に実施されることを確認**する。

３．第三者の評価を通じた資質の確認

学識経験者により、授与候補者の教員としての資質を確認する。（※任命者及び雇用者が**勤務状況を把握している場合は、面接によらない確認も可能。**）

【その他】

R６改訂のポイント⑤ **特別免許状を活用した採用選考の実施の促進、授与基準や手続等の透明化**等について記載

（１）各都道府県教育委員会においては、**特別免許状の授与を前提とした採用選考の積極的な実施**を検討するとともに、受付時期や手続の利便性の向上、審査基準の明確化を含む**申請手続を透明化し、任命権者のみならず一般向けに対しても広く周知を行う**こと。
（２）教育委員会や勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で、**特別免許状所有者の実情に応じた研修計画を立案、実施する**こと。

R６改訂のポイント③ 特別免許状授与者が、**一定の勤務経験と講習履修歴がある場合、他校種の特別免許状の授与を認める**ことも考えられることを明記。

R６改訂のポイント④ 特別免許状授与者について、**任期付きや非常勤として任用することも可能である**ことを明確化。